

I C T等のデジタル技術を活用した
救急業務の効率化に関する実証実験 募集要項

1 策定の経緯及び目的

本市の救急出場件数は、コロナ禍の令和2年及び3年を除き年々増加しており、近年は一時的な救急需要の集中等により救急要請に対して直ちに対応できない事案が発生しています。

また、救急需要の増大により、救急車が現場に到着するまでの時間が伸びているといった現状があり、救急要請に対して直ちに出場できる体制の確保、現場到着時間の短縮といったことが課題となっています。さらに、救急出場件数の増加に伴い活動時間や事務処理が増え、救急隊員の負担が増加していることから、救急隊員の負担軽減についても課題となっています。

こうした課題に対しては、I C T等のデジタル技術を活用して、救急隊の1回の活動時間を短縮し、出場が可能となる時間を増やすとともに、救急隊員の負担については事務処理の効率化を行うことで、負担軽減を図りたいと考えています。

本実証実験は、活動時間短縮に向けた救急隊の活動の効率化や、救急隊員の負担軽減に向けた事務処理の効率化等について、今後の取組の検討の一助とするため、事業者の皆様のアイデアによる課題解決手法の効果の検証を行うために実施するものです。

2 実証実験の概要

(1) 募集する事業内容

この実証実験は、救急隊が出場してから医療機関を引揚げるまでの活動時間の短縮、救急隊員の事務処理の効率化及び救急搬送患者を受け入れる医療機関の業務の効率化につながるI C T等を活用したシステム（以下「システム等」という。）の提案を行うとともに、そのシステム等の実証実験を行う事業者を募集するものです。なお、事業の実施においては、協定書等の締結を要します。

(2) 本市が求める提案内容

次の事項を実現できる、救急隊の活動時間短縮、救急隊員の事務処理の効率化及び医療機関の業務の効率化に係るシステム等の提案を募集します。

ア 搬送先医療機関選定の効率化

(ア) 救急隊が搬送先の医療機関を選定する際に、救急隊と医療機関との間で電子機器を用いた効率的な傷病者情報等の共有を可能にするシステム等

(イ) 傷病者情報の収集において運転免許証などをスキャンして文字データ等読み込むシステム等（マイナンバーカードのスキャンの提案を行う場合は、個人番号のスキャンをしない仕様としてください。）

イ 傷病者引渡しに係る事務手続きの効率化

救急隊が医療機関に到着後、傷病者の引渡しに係る事務手続きについて、電子機器を用いた医師の署名、傷病名等及び傷病程度の入力により事務手続きを効率化するシステム等

ウ 救急隊員の事務処理の効率化

取扱った救急事案について、医療機関との間で電子機器を用いて共有した傷病者情報等をはじめ、指令情報、出場隊情報、活動状況及び搬送先医療機関側で決定する傷病程度や傷病名等を効率的に活動報告書へ反映させるシステム等

エ 医療機関の業務の効率化

救急隊との間で共有した傷病者情報等を電子カルテ等に反映させるシステム等

オ その他、救急隊が出場してから医療機関を引揚げるまでの活動時間の短縮、救急隊員の事務処理の効率化及び医療機関の業務の効率化に資する機能

カ 実証実験参加医療機関の確保

本実証実験に参加する医療機関の確保・調整の方法等について記載してください。

キ 実証実験の効果検証

救急業務及び医療機関の業務の効率化について検証し、検証データ等の情報を市に共有していただきます。

(3) セキュリティ対策

提案するシステムのセキュリティ対策の内容が選考評価に影響することはありませんが、個人情報保護に対するセキュリティ対策を講じたシステム等の提案となるようにしてください。なお、協定書等の締結には、提案するシステム等が本市の情報セキュリティに関する基準等を満たす必要がありますので、情報セキュリティ対策については選考結果通知後、提案採用予定者に別途ご連絡し、調整することとなります。

なお、クラウドサービス上で個人情報を取扱う場合、利用するクラウドサービスは次の事項を全て満たす必要があります。

ア データが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

イ 日本国の法令の範囲内で運用できるサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

ウ クラウドサービス上のデータは、サービスの提供に必要な範囲で認めるものであり、それ以外の目的で利用されないこと。

エ ISMAP クラウドサービスリストへの登録 (ISMAP-LIU 含む) 又は ISO/IEC 27017 を取得していること。

(4) 事業期間

協定書等の締結日から令和7年3月31日(月)まで

※市との協議の上、事業期間が変更となる場合があります。

(5) 費用負担

実証実験に要する費用その他の諸経費は、全て事業者負担とします。

(6) 知的財産権の帰属

ア システム等に関する特許権、商標権、意匠権、著作権、営業秘密その他一切の権利は、全て事業者またはその他の権利者に属するものとします。

イ その他実証実験の中で新たに得られた特許権、商標権、意匠権、著作権、営業秘密その他一切の権利及び報告書に含まれる知的財産権は、川崎市と事業者双方の共有のものとしてします。

(7) 提案採用者へのインセンティブ

提案採用者は、本市から実証実験等の場が提供されるとともに、実証実験を連携して進めることによって本市における本事業の検討状況を適時把握することができます。また、実証実験等を経て、将来的に事業実施に至った際の事業者選考において、提案採用者に対しては一定の加点評価を行う場合があります。

3 役割分担

[市で実施する業務内容]

- ・実証実験の総括
- ・実証実験に参加する救急隊員及び救急車の提供
- ・実証実験の実施に必要な医療機関との調整支援
- ・実証実験の実施に関する広報

[事業者で実施する業務内容]

- ・実証実験の実施に必要な医療機関との調整
- ・実証実験の実施に必要な電子機器等の調達
- ・取扱う情報のセキュリティ対策
- ・実証実験の効果検証及び報告（中間報告及び最終報告）

※情報のセキュリティ対策については、協定書に別添「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の内容が記載されることとなります。

※実証実験の実施に必要な医療機関の選定は、提案内容を踏まえ、市と提案事業者の協議により決定します。

4 提案募集に関するスケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ●本要項の公表 | 令和6年3月8日（金） |
| ●参加意向申出期間 | 令和6年3月8日（金）～令和6年3月22日（金） |
| ●提案資格確認結果通知書の交付 | 令和6年3月25日（月） |
| ●質問受付期間 | 令和6年3月8日（金）～令和6年3月26日（火） |
| ●質問に対する回答期日 | 令和6年3月27日（水） |
| ●提案募集期限 | 令和6年4月10日（水） |

- 提案選考委員会 令和6年4月12日(金)
- 選考結果の通知 令和6年4月15日(月)
- 協定書の締結 令和6年4月下旬
- 実証実験の実施期間 協定書等締結日～令和7年3月31日(月)

※実施期間には、準備期間も含まれます。

※実施期間は、状況等を踏まえて延長する場合があります。

5 提案資格要件

提案を提出できる主体は、提案内容の遂行が可能である法人とし、次に掲げる資格要件を満たすこととします。なお、提案者は複数法人の組合せもできるものとします(資格要件はすべての法人が満たすこととします)。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 提案時において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)の更生・再生手続中でないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反していないこと。
- (6) 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。))及び地方税(市民税及び固定資産税)を滞納していないこと(地方税については、本市に本社若しくは事業所がある者のみ)。
- (7) その他、違法または不正行為、本市との信頼関係を損なう行為、社会的信用を損なう行為等がないこと。

6 参加意向の申出

本募集への参加意向がある場合は、別紙1「参加意向申出書」をご記入いただき、pdf化したデータを上記参加意向申出期間内に担当部署宛に電子メールで提出してください。

7 質問の受付及び回答

本要項等に関する質問がある場合は、上記質問受付期間内に担当部署宛に電子メールで提出してください(様式自由)。

- (1) 持参・電話・FAX・口頭等による質問は不可とします。
- (2) 単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したもの等については、回答しない場合があります。
- (3) 本要項等、既に公開されている資料に記載されているものについては、質問自体が不要と判断されるため、該当部分を質問者へ個別に提示や説明すること等によって対応する場合があります。
- (4) 本要項等に対する質問への回答は、上記に示す期日までに本市ホームページにおいて公表します。

8 提案の受付、辞退

参加意向申出者は、次の項目を踏まえて、提出書類等を上記提案募集期限までに担当部署宛にメール等により提出してください。データを格納した DVD-R 等を郵送される場合は期限までに本市に到着している必要があります。

なお、参加意向申出書を提出した後に提案を辞退される場合は、別紙2「辞退届」を御記入いただき、pdf化したデータを上記提案募集期限までに担当部署宛に電子メールで提出してください。

(1) 提案を求める内容

上記 2 (2)「本市が求める提案内容」に掲げる事項

(2) 提出書類等（形式はすべて原則 pdf データとします）

- ア 提案書（別紙3「計画書（様式）」に概要を記載し、詳細等は別途任意様式により提出 A4 判 10 ページ程度）
- イ 類似実績がある場合は、その実績が分かる資料（様式自由）
- ウ 提案者概要（パンフレット等）
- エ 登記事項証明書（本要項の公表日以降に交付されたもの）
- オ 納税証明書（国税）
- カ 納税証明書（川崎市税） ※本市に本社若しくは事業所がある場合のみ
- キ 誓約書（別紙4「誓約書」により提出）

(3) 提出書類等の取り扱い

- ア 提出書類等は、返却いたしません。なお、提案書類等は、提案者に無断で選考以外の目的には使用いたしません。
- イ 提案募集期限後は、提案書類等の差替え、変更又は追加は認めません。
- ウ 提案書の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案のすべてが提案実施に反映されるとは限りません。
- エ 提案書類等の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 提案書類等の作成に係る費用は、提案者の負担とします。
- カ 提案書類等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、採用された提案について

ては、提案者と事前に協議した上で、その内容を公表することがあります。

キ 提案書類等は、川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）の規定に基づき、開示を請求されたときは、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案選考期間中は同条例第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、開示の対象となりません。

9 提案選考委員会

(1) 日時

令和 6 年 4 月 12 日（金） 14 時 00 分から

(2) 場所

川崎市消防局（川崎市川崎区南町 20 番地 7）

(3) 提案説明

ア 提案説明は、提出書類等のほか、本市が会場内に準備するノートパソコン及びプロジェクターを使用して行ってください。

イ 所要時間は各提案者 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）以内とします。ただし、提案状況等に応じて、あらかじめ短縮する場合があります。

ウ 提案実施に携わる人が提案書類等の作成、及び提案選考委員会に参加してください。なお、参加者は 3 名以内とします。

(4) 選考方法

選考は、本市が設置する提案選考委員会において、提案書類等及び提案説明の内容を、別紙 5「選考評価基準」に基づいて精査・評価し、提案採用予定者を決定します。

ア 基準点を上回る提案者が複数いた場合

基準点を上回った提案者が複数いた場合は、評価点が高い事業者から順に提案内容や希望を考慮しながら、実施時期や実施内容を調整の上、実証実験を行うこととします。

イ すべての提案者の合計点が基準点を下回った場合

提案採用予定者を決定せず、募集内容等を見直した上で再度選考を行う場合があります。

ウ 提案内容に虚偽の記載があると本市が判断した場合

評価点に関わらずその提案者を失格とします。

(5) その他

提案選考委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年 3 月 19 日条例第 3 号）第 5 条第 3 号の規定を準用し、非公開とします。

10 選考結果の通知および協定書等の締結等

(1) 選考結果の通知

選考の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともに本市ホームページで公表します。

(2) 協定書等の締結

選考結果の通知後、提案採用予定者と協議の上、協定書等を締結するものとします。

(3) 提案内容の一部変更

選考結果の通知後、提案採用予定者と市において調整等を行った上で、提案内容の一部を変更できるものとします。

(4) 選考結果の取消

提案採用予定者が、協定締結までに次の事由のいずれかに該当した場合は、本市は当該提案採用予定者の選考結果を取り消すことができるものとします。

ア 提案資格を喪失したとき。

イ 提出した書類等に虚偽の記載があったとき。

ウ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。

エ 財務状況の悪化等により、提案実施に支障が生じると判断される時。

オ 社会的信用の著しい損失等により、提案採用者として適切ではないと判断される時。

カ その他、協定の締結が適当でないと判断される時。

(5) 協定書等締結後の決定取消

協定書等締結後、提案実施期間終了までに提案資格要件に抵触することが明らかになった場合には、協定書等の破棄及び提案実施を終了します。

11 留意事項

(1) 提案書類等の作成に使用する言語は、日本語とします。

(2) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とします。

(3) 提案実施内容の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとします。

12 提案申込先・問合せ先

〒210-8565

川崎市川崎区南町20番地7 川崎市消防局7階

川崎市消防局警防部救急課 担当 芝・白井

電話番号 044-223-2623 電子メールアドレス 84kyukyu@city.kawasaki.jp